

# ウェールズ未来世代法 2015

## 2015 年 anaw 2

ウェールズ国民議会の法律。公共機関が持続可能な発展の原則に従ってウェールズの経済的・社会的・環境的・文化的福祉の追求のために行動することを義務付け、当該行動を報告することを求め、この法律に従って公共機関に助言・支援を行うウェールズ未来世代コミッショナーを設置し、地方自治体区域に公共サービス委員会を設置し、それらの委員会がその区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の追求において計画・行動することを義務付け、その他関連する目的のための規定を定める。〔2015 年 4 月 29 日〕

ウェールズ国民議会において可決され、女王陛下の裁可を受けたことにより、以下のとおり制定される。

---

## 第 1 部 序文

### 第 1 条 概要

(1) 本条は本法律の主要規定の概要である。

(2) 本法律の第 2 部は—

- (a) 「持続可能な発展」の意味を説明し、公共機関に持続可能な発展の実施を求める(第 2 条及び第 3 条)
- (b) 公共機関が福祉目標の達成に貢献するための福祉目的を設定・公表し、それらの目的を達成するための措置を講じることを求める(第 3 条)
- (c) 公共機関が持続可能な発展の原則に従ってそれらの事項を行うことを求める(第 3 条)
- (d) 福祉目標の内容と、持続可能な発展の原則に従って行動することの意味を説明する(第 4 条及び第 5 条)
- (e) 福祉目標の達成に向けた進捗を測定する指標(第 10 条)および将来のウェールズ福祉に関するトレンド報告(第 11 条)をウェールズ大臣が公表することを求める
- (f) 公共機関が福祉目的の達成に向けた進捗を毎年報告することを求める(第 12 条・第 13 条及び別表 1)
- (g) ウェールズ会計検査官が、公共機関が持続可能な発展の原則に従って目標を設定しその達成に向けた措置を講じているかについて審査を行うことを求める(第 15 条)

(3) 本法律の第 3 部は—

- (a) ウェールズ未来世代コミッショナーの職を設置する(第 17 条及び別表 2)
- (b) コミッショナーが、公共機関が持続可能な発展の原則に従って福祉目的を設定し達成しようとしている程度を監視・報告することにより未来世代のニーズを促進することを規定する(第 18 条)
- (c) コミッショナーによる公共機関の審査を規定する(第 20 条)
- (d) コミッショナーの諮問委員会の設置を規定する(第 26 条～第 28 条)

(4) 本法律の第 4 部は—

- (a) ウェールズの各地方自治体区域に公共サービス委員会を設置し、委員会が協力できる関係者を定める(第 1 章)
- (b) 各委員会が、福祉目標への貢献によってその区域の福祉を改善することを求め、その方法として区域内の福祉状態の評価、委員会の貢献を最大化するための地域目標の設定、および目標達成のための措置を講じることを求める(第 2 章第 36 条)
- (c) 委員会が持続可能な発展の原則に従ってそれらの事項を行うことを求める(第 2 章第 36 条)
- (d) 委員会が地域目標とその達成に向けた措置を定めた地域福祉計画を公表することを求める(第 2 章第 39 条)
- (e) 地域福祉計画が地域議会にどのように適用されるか、およびそれによって地域議会がその区域の公共サービス委員会の活動にいかに関与できるかについて具体的な規定を設ける(第 2 章第 40 条)
- (f) 委員会の合併・その他の協力[および分離]を規定する(第 3 章)

---

## 第 2 部 福祉の向上

### 持続可能な発展および公共機関に対する福祉義務

#### 第 2 条 持続可能な発展

本法律において「持続可能な発展」とは、福祉目標(第 4 条参照)の達成を目指し、持続可能な発展の原則(第 5 条参照)に従った行動により、ウェールズの経済的・社会的・環境的・文化的福祉を向上させる過程をいう。

#### 第 3 条 公共機関に対する福祉義務

(1) 各公共機関は持続可能な発展を実施しなければならない。

(2) 公共機関が持続可能な発展を実施する際の行動には次の事項を含まなければならない――

- (a) 各福祉目標の達成に対する貢献を最大化するために設計された目標(「福祉目的」)を設定・公表すること
- (b) その職務の遂行において当該目的を達成するためのすべての合理的な措置を講じること

(3) ウェールズ全域に関して職務を行使する公共機関は、ウェールズ全体またはその一部に関する目的を設定することができる。

(4) ウェールズの一部のみに関して職務を行使する公共機関は、その区域またはその一部に関する目的を設定することができる。

#### 第4条 福祉目標

福祉目標は表1に列挙・説明されている――

表1

目標	目標の説明
繁栄するウェールズ	地球環境の限界を認識し、資源を効率的・適切に活用し(気候変動への対応を含む)、富を生み出し雇用機会を提供する経済の中で熟練した教育水準の高い人材を育成し、公正な労働を通じて生み出された富を享受できる機会を人々に与える、革新的・生産的で低炭素な社会。
強靱なウェールズ	社会的・経済的・生態学的回復力と変化への適応力(例:気候変動)を支える健全な生態系をもつ多様な自然環境を維持・強化する国家。
より健康なウェールズ	人々の身体的・精神的健康が最大化され、将来の健康に寄与する選択と行動が理解されている社会。
より平等なウェールズ	出身や境遇(社会経済的背景・状況を含む)にかかわらず、すべての人が潜在能力を発揮できる社会。
結束力のあるコミュニティのウェールズ	魅力的・持続可能・安全でつながりのあるコミュニティ。
活気ある文化とウェールズ語が繁栄するウェールズ	文化・遺産・ウェールズ語を振興・保護し、芸術・スポーツ・レクリエーションへの参加を奨励する社会。
地球規模で責任あるウェールズ	ウェールズの経済的・社会的・環境的・文化的福祉を向上させる行動を行う際に、当該行動が地球全体の福祉にプラスの貢献をするかどうかを考慮する国家。

## 第5条 持続可能な発展の原則

(1) 本法律において、公共機関が「持続可能な発展の原則に従って」行動するとは、現在のニーズを満たしながら将来世代が自らのニーズを満たす能力を損なわない方法で行動することを求める。

(2) そのように行動するため、公共機関は次の事項を考慮しなければならない――

- (a) 短期的ニーズと長期的ニーズを満たす能力の確保とのバランスをとることの重要性（特に短期的ニーズを満たすための行動が長期的に悪影響をもたらす可能性がある場合）
- (b) 統合的アプローチをとる必要性（以下の観点から）：
  - (i) 機関の福祉目的が各福祉目標に与える影響
  - (ii) 機関の福祉目的が互いにまたは他の公共機関の目的に与える影響（特に一つの目的を達成するための措置が他の目的の達成を阻害する可能性がある場合）
- (c) 福祉目標の達成に利害関係を持つ他者を関与させること、およびそれらの者が次の地域の人口の多様性を反映させることの重要性：
  - (i) ウェールズ全域（機関がウェールズ全体に関して職務を行使する場合）
  - (ii) 機関が職務を行使するウェールズの一部
- (d) 他者（または機関の異なる部門が協力すること）との協働が機関の福祉目的達成または他機関の目的達成にいかに関与するか
- (e) 問題の発生または悪化を防ぐために資源を投入することが、機関または他機関の福祉目的の達成にいかに関与するか

## 第6条 「公共機関」の定義

(1) 本部および本法律第3部において、以下の各者は「公共機関」である――

- (a) ウェールズ大臣
- (b) 地方自治体
- [(ba) 法人合同委員会]
- (c) 地域保健委員会
- (d) 以下の NHS トラスト：
  - (i) ウェールズ公衆衛生局
  - (ii) Velindre（がん専門施設）
  - [(iii) ウェールズ救急サービス大学 NHS トラスト]
- [(da) 2006年国民保健サービス（ウェールズ）法第22条に基づき設立された以下の特別保健機関：
  - (i) ウェールズデジタル医療・ケア
  - (ii) ウェールズ医療教育・改善局]

- (e) ウェールズにある国立公園当局
- (f) ウェールズ消防・救助機関
- (g) ウェールズ天然資源機関
- (h) [高等・研究教育委員会]
- (i) ウェールズ芸術評議会
- (j) ウェールズスポーツ評議会
- (k) ウェールズ国立図書館
- (l) ウェールズ国立博物館
- [(m) ソーシャルケアウェールズ]
- (n) ウェールズ歳入機関
- (o) ウェールズ交通公社(会社番号 09476013)
- (p) デジタル公共サービスセンター有限公司(会社番号 09341679)
- (q) ウェールズ資格機関]

(2) 第 52 条により、ウェールズ大臣は「公共機関」の定義を改正する権限を有する。

(3) 第 4 部第 1 章は、第(1)項に公共機関として列挙されている者(および一定の公的性質の職務を行使する者)が、当該第 4 部に基づき設置される公共サービス委員会の委員・招待参加者・その他のパートナーとなることを規定する。

---

## 福祉目的

### 第 7 条 福祉目的に関する声明

(1) 公共機関は福祉目的(第 8 条または第 9 条に基づき改定された福祉目的を含む)を公表する際に、以下を説明する声明も公表しなければならない――

- (a) 目的の達成が福祉目標の実現に貢献すると考える理由
- (b) 持続可能な発展の原則に従って福祉目的を設定したと考える理由(福祉目標の達成に利害関係を持つ他者をいかに関与させ、それらの者が人口の多様性を反映するようにするかの方法を含む)
- (c) 当該原則に従って目的を達成するための措置の概要(自己統治の方法、措置の定期的見直し方法、毎年資源を配分する方法を含む)
- (d) 目的を達成することが期待される期間
- (e) 措置の実施および目的の達成について機関が適切と判断するその他の情報

(2) 公共サービス委員会の委員でもある公共機関の福祉目的は、当該委員会の地域福祉計画に含めることができる(第 4 部第 1 章・第 2 章参照)。

### 第 8 条 ウェールズ大臣の福祉目的

(1) ウェールズ大臣の福祉目的は以下の時期に設定・公表されなければならない―

- (a) 本条の施行後に行われる最初の総選挙の日から 6 ヶ月以内
- (b) その後の各総選挙の日から 6 ヶ月以内

(2) ウェールズ大臣の福祉目的は以下の期間について設定されなければならない―

- (a) 第 7 条(1)に基づき公表された声明において当該目的のために指定された日に始まり
- (b) 2006 年ウェールズ政府法第 3 条に基づく次の通常総選挙の日に終わる期間

(3) 福祉目標が改正された場合、ウェールズ大臣は福祉目的を見直さなければならない。

(4) 第(3)項の見直しにより福祉目的の一つまたは複数が不適切と判断した場合、当該目的を改定しなければならない。

(5) ウェールズ大臣はその他の時期にも福祉目的を見直し改定することができる。

(6) 第(4)項または第(5)項に基づき改定された福祉目的は、第(2)項に定める期間の残余期間について設定されなければならない。

(7) 第(4)項または第(5)項に基づき福祉目的を改定した場合、ウェールズ大臣は合理的に実行可能な限り速やかにこれを公表しなければならない。

(8) 福祉目的の設定または改定にあたり、ウェールズ大臣は第 23 条に基づくコミッショナーの報告書を考慮しなければならない。

(9) 第(1)項において「総選挙」とは―

- (a) 2006 年ウェールズ政府法第 3 条に基づく通常総選挙の投票、または
- (b) 同法第 5 条に基づく臨時総選挙の投票をいう。

## 第 8A 条 法人合同委員会の福祉目的

(1) 2022 年 1 月 1 日以前に設立された法人合同委員会は福祉目的を以下の時期に設定・公表しなければならない―

- (a) 2023 年 4 月 1 日までに
- (b) その後、適切と判断する時期ごとに

(2) 2022 年 1 月 1 日より後に設立された法人合同委員会は福祉目的を以下の時期に設定・公表しなければならない―

- (a) 設立後 12 ヶ月以内

- (b)その後、適切と判断する時期ごとに

(3)福祉目標が改正された場合、法人合同委員会は福祉目的を見直さなければならない。

(4)見直しの結果、一つまたは複数の福祉目的が不適切と判断した場合は改定しなければならない。

(5)法人合同委員会はその他の時期にも見直し・改定を行うことができる。

(6)改定した場合は合理的に実行可能な限り速やかに公表しなければならない。

(7)福祉目的の設定・改定にあたり、第 23 条に基づくコミッショナーの報告書を考慮しなければならない。

## 第 9 条 その他の公共機関の福祉目的

(1)本条においてウェールズ大臣[および法人合同委員会]は公共機関に含まない。

(2)公共機関の福祉目的は以下の時期に設定・公表されなければならない――

- (a)本条の施行後の最初の会計年度の開始までに
- (b)その後、機関が適切と判断する時期ごとに

(3)福祉目標が改正された場合、公共機関は福祉目的を見直さなければならない。

(4)見直しの結果、一つまたは複数の目的が不適切と判断した場合は改定しなければならない。

(5)公共機関はその他の時期にも見直し・改定を行うことができる。

(6)第(4)項または第(5)項に基づき改定した場合、合理的に実行可能な限り速やかに公表しなければならない。

(7)福祉目的の設定・改定にあたり、第 23 条に基づくコミッショナーの報告書を考慮しなければならない。

---

## 目標達成に向けた実績の測定

### 第 10 条 国家指標と年次福祉報告

(1)ウェールズ大臣は――

- (a) 福祉目標の達成に向けた進捗を測定するために適用される指標(「国家指標」)を公表し
- (b) 国家指標の写しを国民議会に提出しなければならない

(2) 国家指標は—

- (a) 特定の結果に対して定量的または定性的に測定できる値または特性として表現されなければならない
- (b) ウェールズ大臣が適切と判断する期間にわたって測定することができる
- (c) ウェールズ全域またはその一部に関して測定可能なものとするすることができる

(3) ウェールズ大臣は、福祉目標の達成に向けた進捗の測定を支援するための国家指標に関するマイルストーンを設定しなければならない。

(4) マイルストーンの設定にあたり以下を規定しなければならない—

- (a) マイルストーンが達成されたかどうかを判断する基準
- (b) 達成すべき時期

(5) 福祉目標が改正された場合、ウェールズ大臣は国家指標とマイルストーンを見直さなければならない。

(6) 見直しにより不適切と判断した場合は改定しなければならない。

(7) ウェールズ大臣はその他の時期にも見直し・改定を行うことができる。

(8) 改定した場合、合理的に実行可能な限り速やかに—

- (a) 改定した指標・マイルストーンを公表し
- (b) その写しを国民議会に提出しなければならない

(9) 国家指標・マイルストーンを公表する前に、ウェールズ大臣は以下の者と協議しなければならない—

- (a) コミッショナー
- (b) その他の公共機関
- (c) 適切と判断するその他の者

(10) ウェールズ大臣は、第(1)項に基づき国家指標が公表された後の各会計年度について、国家指標・マイルストーンに基づく福祉目標の達成に向けた進捗に関する報告書(「年次福祉報告書」)を公表しなければならない。

(11) 年次福祉報告書は各指標の測定が関連する期間を規定しなければならない。

## 第 11 条 将来トレンド報告

(1) ウェールズ大臣は、総選挙の日から 12 ヶ月の期間中に、以下を含む報告書(「将来トレンド報告書」)を公表しなければならない――

- (a) ウェールズの経済的・社会的・環境的・文化的福祉の将来トレンドの予測
- (b) ウェールズ大臣が適切と判断する関連分析データおよび情報

(2) 将来トレンド報告書の作成にあたり、ウェールズ大臣は――

- (a) 国連の「持続可能な開発目標」に関連する国連の行動を考慮し、ウェールズの福祉への潜在的影響を評価しなければならない
- (b) 2008 年気候変動法第 56 条(6)に基づきウェールズ大臣に送付された、気候変動の現在・予測される影響に関する英国へのリスク評価報告書の最新版を考慮しなければならない

(3) 第(2)項(a)において「国連持続可能な開発目標」とは、2015 年 9 月 25 日の国連総会決議 A/Res/70/1 で採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に定める目標をいう。

## 第 12 条 ウェールズ大臣の年次報告

(1) ウェールズ大臣は――

- (a) 各会計年度について、福祉目的の達成に向けた進捗の報告書を公表し
- (b) その写しを国民議会に提出しなければならない

(2) 本条に基づく報告書の作成にあたり、ウェールズ大臣は福祉目的を見直さなければならない。

(3) 見直しにより一つまたは複数の目的が不適切と判断した場合は改定し、実行可能な限り速やかに公表しなければならない。

(4) 目的を改定した場合、報告書に改定の説明と理由を含めなければならない。

(5) 本条に基づく報告書は、対象会計年度終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表・提出されなければならない。

## 第 13 条 その他の公共機関の年次報告

(1) 別表 1 は、ウェールズ大臣以外の各公共機関が福祉目的の達成に向けた進捗に関する年次報告書を公表することを求める規定を設ける。

(2)別表 1 または同別表が改正した規定に基づく報告書の作成にあたり、公共機関は福祉目的を見直さなければならない。

(3)見直しにより不適切と判断した場合は改定し、実行可能な限り速やかに公表しなければならない。

(4)目的を改定した場合、報告書に改定の説明と理由を含めなければならない。

---

## ガイダンス

### 第 14 条 ガイダンス

(1)ウェールズ大臣は本部の規定に基づく職務の行使について他の公共機関にガイダンスを发出しなければならない。

(2)本部の規定に基づく職務を行使する際、公共機関は当該ガイダンスを考慮しなければならない。

---

## ウェールズ会計検査官の役割

### 第 15 条 持続可能な発展の原則:会計検査官による審査

(1)ウェールズ会計検査官は、公共機関が以下の事項において持続可能な発展の原則に従って行動した程度を評価するために公共機関の審査を行うことができる—

- (a)福祉目的の設定
- (b)目的達成のための措置の実施

(2)会計検査官は第(6)項に定める期間中に各公共機関について少なくとも 1 回審査を行わなければならない。

(3)第(6)項に定める期間終了前に、会計検査官はその期間中に行った第(1)項の審査結果を国民議会に報告しなければならない。

(4)第(3)項に基づく報告書は国民議会に提出されなければならない。

(5)第(1)項の審査実施にあたり、会計検査官は—

- (a)ウェールズ未来世代コミッショナーが当該公共機関に与えた助言・支援またはコミッショナーが行った審査・勧告を考慮し

- (b) コミッショナーと協議しなければならない

(6) 第(2)項および第(3)項に定める期間は――

- (a) 2006年ウェールズ政府法第3条に基づく通常総選挙予定日の1年前の日に始まり
  - (b) 次の通常総選挙予定日の1年1日前の日に終わる
- 

## 持続可能な発展の促進

### 第16条 持続可能な発展の促進

2006年ウェールズ政府法(c.32)第79条(持続可能な発展)を以下のとおり替える――

「第79条 持続可能な発展

(1) ウェールズ大臣はその職務の行使において持続可能な発展を促進するための適切な措置を講じなければならない。

(2) 各会計年度終了後、ウェールズ大臣は当該会計年度中に第(1)項に基づき実施された措置の概要を含む報告書を公表し、その写しを議会に提出しなければならない。

(3) 第(1)項に定める措置は、ウェールズ大臣がウェールズ未来世代福祉法2015年第(2)条(ウェールズ公共機関が持続可能な発展の原則に従って目標を設定し達成のための措置を講じる義務)に基づく職務を行使することによって講じることができる。」

---

## 第3部 ウェールズ未来世代コミッショナー

### コミッショナー

#### 第17条 ウェールズ未来世代コミッショナー

(1) ウェールズ未来世代コミッショナー(本法律において「コミッショナー」という)を置く。

(2) コミッショナーはウェールズ大臣が任命する個人とする。

(3) 第(2)項に基づく任命を行う前に、ウェールズ大臣は担当委員会を通じて国民議会と協議しなければならない。

(4) 別表2はコミッショナーに関するさらなる規定を設ける。

## 第 18 条 コミッショナーの一般的義務

コミッショナーの一般的義務は—

- (a) 持続可能な発展の原則を促進すること、特に—
    - (i) 将来世代がそのニーズを満たす能力の守護者として行動し
    - (ii) 公共機関が行動の長期的影響をより重視するよう奨励すること、および
  - (b) その目的のために、公共機関が設定した福祉目的が達成されている程度を監視・評価すること
- 

## コミッショナーの職務

### 第 19 条 コミッショナーの職務

(1) コミッショナーは一般的義務の遂行において—

- (a) 公共機関に助言または支援を提供すること(気候変動に関する助言を含む)
- (b) 持続可能な発展の原則についてウェールズ会計検査官に助言すること
- (c) 地域福祉計画の準備について公共サービス委員会に助言または支援を提供すること(第 42 条参照)
- (d) 福祉目標の達成に貢献する(または貢献を希望する)措置を講じていると判断する者に助言または支援を提供すること
- (e) 持続可能な発展の原則に従って福祉目的を達成するための措置を講じることについて公共機関間のベストプラクティスを奨励すること
- (f) 持続可能な発展の原則に従って福祉目的を達成するための措置を講じる必要性に関する公共機関間の意識を高めること
- (g) 公共機関が互いに、また他者と協力して福祉目的の達成を支援するよう奨励すること
- (h) コミッショナーの職務の行使に関連して諮問委員会(第 26 条参照)の助言を求めることができる

(2) コミッショナーは以下について研究またはその他の調査を行うことができる—

- (a) 福祉目標・国家指標が持続可能な発展の原則と整合している程度
- (b) 国家指標において持続可能な発展の原則が考慮されている程度
- (c) 持続可能な発展の原則そのもの(目標の設定と達成への適用方法を含む)
- (d) これらのいずれかに関連してウェールズ(またはその一部)の経済的・社会的・環境的・文化的福祉に影響を与えるもの

(3) 本条における公共機関への支援の提供に関する言及は、財政的支援の提供を含まない。

## 第 20 条 コミッショナーによる審査

(1) コミッショナーは、公共機関が第 3 条に基づく行動の長期的影響を考慮することにより将来世代のニーズ充足能力を守っている程度について審査を行うことができる。

(2) 審査において、コミッショナーは以下を検討できる――

- (a) 機関が福祉目的を達成するために講じた、または講じようとしている措置
- (b) 機関が福祉目的を達成している程度
- (c) 機関が持続可能な発展の原則に従って福祉目的を設定し達成のための措置を講じているかどうか

(3) 審査において、コミッショナーは第 15 条に基づいて会計検査官が行った当該機関の審査を考慮しなければならない。

(4) 審査において、コミッショナーは公共機関に以下について勧告を行うことができる――

- (a) 機関が福祉目的達成のために講じた、または講じようとしている措置
- (b) 持続可能な発展の原則に従って福祉目的を設定し達成のための措置を講じる方法

(5) コミッショナーは 2 つ以上の公共機関について単一の審査を行うことができる。

(6) コミッショナーは審査報告書(勧告を含む)を公表し、その写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(7) 審査において、コミッショナーは公共機関に審査に関連すると判断する情報の提供を求めることができる。

(8) ただし、法律の規定またはその他の法の規則により提供が禁じられている情報の提供をコミッショナーに求めることはできない。

## 第 21 条 コミッショナーによる勧告

(1) ウェールズ大臣に助言または支援を提供するにあたり、コミッショナーは福祉目標または国家指標について大臣に勧告を行うことができる。

(2) 本条に基づく勧告を行った場合、コミッショナーはその勧告を公表しなければならない。

## 第 22 条 勧告に従う義務

(1) 公共機関は第 20 条(4)に基づいてコミッショナーから行われた勧告に定められた行動方針に従うためのすべての合理的な措置を講じなければならない――ただし以下の場合を除く――

- (a) 特定の場合に全体的または部分的に勧告に従わない正当な理由があると機関が判断した場合
- (b) 勧告の対象事項について代替的な行動方針を決定した場合

(2) ウェールズ大臣はコミッショナーによる勧告への対応方法について他の公共機関にガイダンスを発出することができる。

(3) 勧告への対応を決定する際、公共機関は当該ガイダンスを考慮しなければならない。

(4) 公共機関はコミッショナーの勧告に対する自機関の対応を公表しなければならず、勧告に従わない場合はその理由と、もしあれば代替的行動方針の説明を含めなければならない。

## 第 23 条 未来世代報告

(1) コミッショナーは各報告期間の終了前に、公共機関が持続可能な発展の原則に従って福祉目的を設定し達成するために行うべき改善に関するコミッショナーの評価を含む報告書を作成・公表しなければならない。

(2) コミッショナーの報告書には特に以下についての評価を含めなければならない――

- (a) 公共機関が将来世代のニーズ充足能力をよりよく守る方法
- (b) 行動の長期的影響をより重視する方法

(3) 本条および第 24 条において「報告期間」とは――

- (a) 第 11 条に基づく将来トレンド報告書が公表された翌日に始まり
- (b) 2006 年ウェールズ政府法第 3 条に基づく次の総選挙の投票日の 1 年前の前日に終わる期間

(4) 第(1)項の評価に加え、本条に基づく報告書には以下を含めなければならない――

- (a) 報告期間中にコミッショナーが収集した証拠と実施した活動の概要(第 24 条参照)
- (b) 報告期間中にコミッショナーが実施した審査の概要(第 20 条参照)
- (c) 報告期間中にコミッショナーが職務を行使して講じたその他の行動の概要

(5) 本条に基づく報告書には以下を含めることができる――

- (a) 第 19 条(2)に基づいて実施した研究またはその他の調査の記録
- (b) コミッショナーが適切と判断するその他の情報

(6) コミッショナーは本条に基づき公表した報告書の写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(7) ウェールズ大臣は第(6)項に基づき送付された報告書の写しを国民議会に提出しなければならない。

(8) ウェールズ大臣は規則によって報告期間を改定することができる。

## 第 24 条 未来世代報告: 報告期間中の活動

(1) 報告期間中(第 23 条に基づく報告書の公表前)に、コミッショナーは以下の者と協議しなければならない――

- (a) 諮問委員会(第 26 条参照)
- (b) 各公共機関
- (c) ウェールズの任意団体の代表者
- (d) 福祉目標の達成に貢献する(または貢献を希望する)措置を講じていると判断する者
- (e) ウェールズの各地方自治体区域の居住者代表
- (f) ウェールズでビジネスを行う者の代表
- (g) ウェールズの労働者を代表する労働組合
- (h) 経済的・社会的・環境的・文化的利益が十分に代表されるようコミッショナーが適切と判断するその他の者

(2) 第 23 条に基づく報告書の作成にあたり、コミッショナーは第(1)項に基づき協議した者からの意見に加え以下を考慮しなければならない――

- (a) 報告期間中に公表された各年次福祉報告書(第 10 条(10)参照)
- (b) 報告期間開始前日に第 11 条に基づき公表された将来トレンド報告書
- (c) ウェールズ会計検査官の関連報告書

---

## 合同作業

### 第 25 条 合同作業

(1) コミッショナーが第 20 条に基づき機関の審査を実施しようとする場合において、当該審査が以下と同一またはほぼ同様の対象事項に関するものと判断したとき――

- (a) ウェールズ子どもコミッショナーによる 2000 年介護基準法第 72B 条に基づく審査
- (b) ウェールズ高齢者コミッショナーによる 2006 年ウェールズ高齢者コミッショナー法第 3 条に基づく審査
- (c) ウェールズ語コミッショナーによる 2011 年ウェールズ語(ウェールズ)措置第 7 条に基づく調査

- [(d) ウェールズ公共サービスオンブズマンによる 2019 年公共サービスオンブズマン(ウェールズ)法に基づく調査]

(2) コミッショナーは—

- (a) 他のコミッショナーに審査実施の意図を知らせ
- (b) 審査について他のコミッショナーと協議することができる

(3) コミッショナーは—

- (a) 互いに協力し
- (b) 以下として扱われる文書を共同で作成・公表することができる—
  - (i) 第 20 条(6)に基づき必要とされる審査報告書、および
  - (ii) 本条第(1)項に定める審査または調査の報告書

---

## コミッショナーへの諮問委員会

### 第 26 条 諮問委員会

(1) コミッショナーの職務の行使に関してコミッショナーに助言するための諮問委員会(「諮問委員会」)を置く。

(2) 諮問委員会の委員は—

- (a) ウェールズ子どもコミッショナー
- (b) ウェールズ語コミッショナー
- (c) ウェールズ高齢者コミッショナー
- (d) ウェールズ大臣がウェールズ政府の主任医務官として指定したウェールズ政府の職員
- (e) ウェールズ天然資源機関の議長または議長が選任した同機関の他の非常勤委員
- (f) ウェールズ TUC シムル(ウェールズ労働組合連合体)が指名した役員
- (g) ウェールズ大臣が任命する、ウェールズでビジネスを行う者を代表する機関の議長・代表者等
- (h) ウェールズ大臣が任命するその他の者

### 第 27 条 任命された委員

(1) 第 26 条(2)(h)に基づく委員を任命する前に、ウェールズ大臣はコミッショナーと協議しなければならない。

(2) 任命された委員は、ウェールズ大臣が定める 3 年以上 5 年以下の期間、その職にある。

(3) 任命された委員は 3 年以上 5 年以下の期間について 1 度のみ再任することができる(当初の任期と連続するかどうかを問わない)。

(4) ウェールズ大臣は任命された委員に報酬を支払うことができる。

(5) 任命された委員はウェールズ大臣に 3 ヶ月以上前に書面で通知することにより辞任することができる。

(6) ウェールズ大臣はコミッショナーと協議の上、任命された委員が—

- (a) 委員として不適切、または
- (b) 委員として行動できないまたは意欲がないと判断した場合に解任することができる

## 第 28 条 委員費用の支払い

ウェールズ大臣は諮問委員会の委員に手当(旅費・滞在費を含む)および謝礼を支払うことができる。

---

# 第 4 部 公共サービス委員会

## 第 1 章 設置、参加および監査

### 第 29 条 公共サービス委員会

(1) ウェールズの各地方自治体区域に公共サービス委員会を設置する。

(2) 各委員会の委員は—

- (a) 地方自治体
- (b) 地方自治体区域の全部または一部を対象区域に含む地域保健委員会
- (c) 地方自治体区域の全部または一部を対象区域に含むウェールズ消防・救助機関
- (d) ウェールズ天然資源機関

(3) 本部において「公共サービス委員会」(または「委員会」)への言及は委員会の委員が共同で行動することへの言及であり、したがって公共サービス委員会の機能として表現される機能は、他の委員と共同でのみ行使できる各委員の機能である。

### 第 30 条 参加の招待

(1) 地方自治体区域の公共サービス委員会は以下の者を委員会の活動への参加に招待しなければならない—

- (a) ウェールズ大臣
- (b) 地方自治体区域の全部または一部を対象とする警察区域の警察本部長
- (c) 警察区域の警察・犯罪コミッショナー
- (d) 2007 年受刑者管理法第 3 条(2)に基づく取り決めにより地方自治体区域における保護観察サービスの提供を求められている者
- (e) 関連任意団体を代表する少なくとも 1 つの機関(コミュニティ任意協議会と呼ばれるかどうかを問わない)

(2) 各委員会は公的性質の職務を行使するその他の者を委員会の活動への参加に招待することができる(その者が他の職務も行使している場合でも)。

(3) 本条および第 31 条において、公共サービス委員会の活動への参加への言及は、委員会が第 36 条(公共サービス委員会への福祉義務)に基づいて行うことについて、委員会、委員会の委員または本条に基づく招待を受け入れた他の者と共同で作業することへの言及である。

(4) 第(3)項において「共同で作業すること」には以下が含まれる—

- (a) 以下の内容についての委員会への意見提出—
  - (i) 第 37 条に基づく評価、または
  - (ii) 地域福祉計画、草案または計画への修正提案(第 43 条(1)および第 44 条(4)参照)
- (b) 委員会会議への参加(委員会委員の招待に応じて、別表 3 第 2 条(1)および第 3 条(1)に従い議長を務めることを含む)
- (c) 委員会へのその他の助言・支援の提供

(5) 公共サービス委員会の活動への参加招待を受け入れた者は—

- (a) 本部において「招待参加者」という
- (b) 招待を受け入れることによって委員会の委員となるわけではない

(6) 第(4)項(c)における支援の提供への言及は、財政的支援の提供を含まない。

### **第 31 条 参加への招待: 発出・回答・参加期間**

(1) 第 30 条(1)に基づく招待は以下の後、合理的に実行可能な限り速やかに発出されなければならない—

- (a) 公共サービス委員会の最初の会議(別表 3 第 2 条(1)参照)
- (b) 別表 3 第 3 条(1)に基づいて開催される各会議

(2) 第 30 条(1)または(2)に基づく招待は—

- (a) 委員会が決定する形式とすることができる

- (b) 回答の送付先を明記しなければならない

(3) 招待参加者は以下の期間に委員会の活動に参加することができる—

- (a) 招待受け入れの回答が送付先者に受領された日に始まり
- (b) 1972 年地方政府法第 26 条(議員選挙)に基づく次の通常選挙が行われる日に終わる期間

### 第 32 条 その他のパートナー

(1) 公共サービス委員会のその他のパートナーは—

- (a) 地方自治体区域の全部または一部が地方自治体区域内にあるコミュニティの地域議会(第 40 条も参照)
- (b) ウェールズ公衆衛生 NHS トラスト
- [(ba) ウェールズ医療・社会ケア市民の声機関]
- (d) 地方自治体区域の全部または一部がその区域内にあるウェールズの国立公園当局
- [(e) 高等・研究教育委員会]
- (f) 地方自治体区域の全部または一部に位置する継続教育または高等教育部門の機関
- (g) ウェールズ芸術評議会
- (h) ウェールズスポーツ評議会
- (i) ウェールズ国立図書館
- (j) ウェールズ国立博物館

(2) その職務の行使において、委員会は—

- (a) その他のパートナーから助言を求め
- (b) 適切と判断する方法・範囲においてその他のパートナーを関与させなければならない

### 第 33 条 参加における変更

(1) ウェールズ大臣は規則によって第 29 条(2)、第 30 条(1)または第 32 条(1)を以下の方法で改正することができる—

- (a) 者の追加
- (b) 者の削除
- (c) 者の記述の改正

(2) ウェールズ大臣が追加できるのは公的性質の職務を行使する者のみである。

(3) 公的性質の職務とその他の職務の両方を有する者を追加する場合、本部はその者の公的性質の職務のみに適用される。

(4) 規則の制定前にウェールズ大臣は以下の者と協議しなければならない――

- (a) 提案規則が関連する公共サービス委員会の委員・招待参加者・その他のパートナー
- (b) 規則によって者を追加する場合、その者

### 第 34 条 会議と運営規則

別表 3 は公共サービス委員会に関するさらなる規定(会議と運営規則に関する規定を含む)を設ける。

### 第 35 条 地方自治体の概要・精査委員会

(1) 2000 年地方政府法第 2 部に基づく地方自治体の行政措置は、概要・精査委員会が以下の権限を有することを確保しなければならない――

- (a) その職務の行使において地方自治体区域の公共サービス委員会が行った決定またはその他の行動を審査・精査する権限
- (b) 委員会のガバナンス措置を審査・精査する権限
- (c) 委員会の職務またはガバナンス措置について委員会に報告または勧告を行う権限
- (d) ウェールズ大臣が付託する委員会に関連する事項を検討し、それに応じてウェールズ大臣に報告する権限
- (e) 本法律によって課せられる委員会に関連するその他の職務を実施する権限

(2) 概要・精査委員会は第(1)項(c)に基づく報告書または勧告の写しを以下に送付しなければならない――

- (a) ウェールズ大臣
- (b) コミッショナー
- (c) ウェールズ会計検査官

(3) 概要・精査委員会は第(1)項に定める権限の行使のため、公共サービス委員会会議に出席できる者(別表 3 第 7 条参照)またはその者が指名した者に委員会会議への出席および当該事項についての説明を求めることができる。

(4) 地方自治体が複数の概要・精査委員会を有する場合、本部における概要・精査委員会への言及は地方自治体が本条の目的のために指定した委員会を指す。

---

## 第 2 章 地域の福祉向上

### 第 36 条 公共サービス委員会への福祉義務

(1)各公共サービス委員会は福祉目標の達成に貢献することにより、その区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉を向上させなければならない。

(2)目標達成への公共サービス委員会の貢献には以下を含まなければならない――

- (a)区域内の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の状態を評価すること(第 37 条および第 38 条参照)
- (b)区域内における目標の達成に対する委員会の貢献を最大化するための目標(「地域目標」)を設定すること
- (c)委員会の委員(職務の行使において)が目標達成のためのすべての合理的な措置を講じること(ただし第 39 条(2)(b)参照)

(3)本条に基づいて公共サービス委員会が行うことはすべて持続可能な発展の原則に従って行わなければならない。

(4)第 39 条～第 45 条は地域福祉計画に関する規定を設け、公共サービス委員会が地域目標とその達成に向けた措置をかかせる計画に明記することを求める。

---

## 地域福祉評価

### 第 37 条 地域福祉の評価

(1)公共サービス委員会は区域内の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の状態に関する評価を作成・公表しなければならない。

(2)各委員会は第 39 条に基づく地域福祉計画の公表予定日の 1 年以上前に評価を公表しなければならない。

(3)評価は以下を含まなければならない――

- (a)委員会の区域を構成するコミュニティ区域の特定
- (b)各コミュニティ区域および全体区域における福祉状態の分析
- (c)区域内の人々の福祉状態の分析
- (d)区域またはコミュニティにおける経済的・社会的・環境的・文化的福祉を評価するために委員会が設定・適用した基準による追加分析
- (e)区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の将来トレンドの予測
- (f)委員会が適切と判断するその他の関連分析データおよび情報

(4)第(3)項に定める分析は――

- (a)第 10 条に基づき公表された国家指標を参照しなければならない

- (b) 区域内の福祉評価に関連する限りにおいて第 11 条に基づく将来トレンド報告書を参照しなければならない

(5) 委員会の区域を構成するコミュニティ区域は—

- (a) ウェールズ大臣が規則で定める方法、または
- (b) 規則がない場合は委員会が決定する

(6) 第(3)項(c)の分析には、委員会が以下を基準として決定した特定のカテゴリーの者の分析を含めることができる—

- (a) 同一または類似の理由で脆弱であるまたはその他の不利な状況にある者
- (b) 2010 年平等法第 2 部第 1 章の意味における共通の保護属性を有する者
- (c) 子ども(18 歳未満の者)
- (d) 2014 年ウェールズ社会サービスと福祉法第 104 条に記載の第 105 条～第 115 条に基づく支援を受ける権利のある若者
- (e) ケア・支援のニーズを有する(または提供する意向のある)可能性がある者
- (f) 委員会がカテゴリーを説明するのに適切と判断するその他の共通要素

(7) 各委員会は評価の写しを以下に送付しなければならない—

- (a) ウェールズ大臣
- (b) コミッショナー
- (c) ウェールズ会計検査官
- (d) 地方自治体の概要・精査委員会

## 第 38 条 評価の作成

(1) 第 37 条に基づく評価の公表前に、公共サービス委員会は以下の者と協議しなければならない—

- (a) コミッショナー
- (b) 招待参加者
- (c) その他のパートナー
- (d) 委員会から招待を受けたが受け入れなかった者のうち適切と判断する者
- (e) 地方自治体の概要・精査委員会
- (f) 適切と判断する関連任意団体
- (g) 区域内居住者の代表
- (h) 区域内でビジネスを行う者の代表
- (i) 区域内の労働者を代表する労働組合
- (j) 委員会の区域における自然資源の維持・強化に利害関係を持つ者

- (k) 区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の向上に関心があると委員会が判断するその他の者

(2) 第(1)項の協議の一環として、各委員会は評価の草案を各協議者に提供しなければならない。

(3) 評価の作成において、各委員会は以下を考慮しなければならない――

- (a) 2008 年気候変動法第 56 条(6)に基づきウェールズ大臣に送付された、気候変動の現在・予測される影響に関する英国へのリスク評価報告書の最新版
- (b) 1998 年学校基準・学校組織法第 119 条(5)(a)に基づく地方自治体区域の保育教育提供の十分性に関する最新審査
- (c) 2006 年保育法第 26 条(1)に基づく規則に従って実施された地方自治体区域の保育提供の十分性に関する最新評価
- (d) 2010 年ウェールズ子どもと家族措置第 11 条(1)に基づく地方自治体区域の遊び機会の十分性に関する最新評価
- (e) 2014 年ウェールズ社会サービスと福祉法第 14 条に基づき地方自治体が地域保健委員会と共同で実施した、ケア・支援のニーズ、介護者の支援および予防サービスのニーズの最新評価
- (f) 1998 年犯罪・無秩序法第 6 条に基づく規制に従って作成された地方自治体区域の犯罪・無秩序削減に関する最新戦略評価
- (g) 同法第 6 条に基づく規制に従って作成された薬物乱用対策に関する最新戦略評価
- [(ga) 2016 年環境(ウェールズ)法第 11 条に基づく、地方自治体区域の全部または一部に関連する各区域声明(あれば)]
- (h) 再犯率削減に関する最新戦略評価
- (i) ウェールズ大臣が規則で定めるその他の地方自治体区域に関する審査または評価

---

## 地域福祉計画

### 第 39 条 地域福祉計画

(1) 公共サービス委員会は地域目標とその達成に向けた措置を定めた計画(「地域福祉計画」)を作成・公表しなければならない。

(2) 計画には以下の目標を含めることができる――

- (a) 委員会の委員が第 2 部に基づき公表した福祉目的と重複する目標
- (b) 以下の者が個別に、または共同で措置を講じることによって達成される目標――
  - (i) 委員会の委員 1 名以上、招待参加者またはその他のパートナーが個別に
  - (ii) 委員・招待参加者・その他のパートナーの任意の組み合わせが共同で

(3)ただし、招待参加者またはその他のパートナーが講じる措置によって達成される目標を計画に含めるには、当該招待参加者またはその他のパートナーの同意が必要である。

(4)地域目標の設定にあたり、委員会は第 23 条に基づくコミッショナーの報告書を考慮しなければならない。

(5)地域福祉計画には以下を説明する声明を含めなければならない――

- (a) 地域目標の達成が区域内の福祉目標の実現に貢献すると考える理由
- (b) 第 37 条に基づく最新の福祉評価において言及された事項を考慮して目標と措置が設定された経緯
- (c) 委員会が目標を達成することが期待される期間
- (d) 提案される措置が持続可能な発展の原則に従って講じられる方法
- (e) 第(2)項(b)の目標が含まれる場合、その目標達成のための措置と、委員・招待参加者・その他のパートナーの組み合わせが関与する場合の組み合わせの構成
- (f) 最初の計画でない場合、前の計画の目標達成のために講じた措置とその達成程度
- (g) 委員会が適切と判断するその他の情報

(7)各委員会は 1972 年地方政府法第 26 条に基づく各通常選挙の日から 1 年以内に地域福祉計画を公表しなければならない。

(8)各委員会は計画の写しを以下に送付しなければならない――

- (a) ウェールズ大臣
- (b) コミッショナー
- (c) ウェールズ会計検査官
- (d) 地方自治体の概要・精査委員会

#### **第 40 条 地域福祉計画：地域議会の役割**

(1)地域議会は地域福祉計画に含まれる地域目標の達成に向けた区域内のすべての合理的な措置を講じなければならない。

(2)ただし、地域議会は前 3 会計年度それぞれにおいて総収入または総支出が少なくとも 20 万ポンドであった場合にのみ第(1)項の義務を負う。

(3)ウェールズ大臣は規則によって地域議会が義務を負うかどうかを判断する基準を改正することができる。

(4)規則の制定前にウェールズ大臣は以下の者と協議しなければならない――

- (a) コミッショナー
- (b) 規則が制定された場合に義務を負うこととなる地域議会

- (c) 適切と判断するその他の者

(5) 地域議会は義務を負う各会計年度について、区域内の地域目標の達成に向けた進捗に関する報告書を公表しなければならない。

(6) 報告書は対象会計年度終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(7) ウェールズ大臣は義務を負う地域議会に対して義務の行使についてガイダンスを発出しなければならない。

(8) 義務の履行において、地域議会は当該ガイダンスを考慮しなければならない。

#### **第 41 条 地域福祉計画の作成: 他者の活動に関する情報**

(1) 地域福祉計画の作成において(第 43 条の協議前に)、公共サービス委員会は第(2)項に定める者に対して、委員会の区域内の福祉目標の達成に貢献する可能性のある行動についての情報提供を求めることができる。

(2) 対象となる者は—

- (a) 委員会の活動への参加に招待されている者(ウェールズ大臣を除く、第 30 条参照)
- (b) 委員会のその他のパートナー(第 32 条参照)

(3) ただし、第(2)項に定める者は以下の場合に情報提供を求められない—

- (a) 情報提供が自己の義務と相容れない、またはその職務の行使に悪影響を及ぼすと判断する場合
- (b) 法律の規定またはその他の法の規則により提供が禁じられている場合

(4) 第(3)項(a)に依拠して情報提供を行わないと決定した場合、委員会に書面で理由を提供しなければならない。

#### **第 42 条 地域福祉計画の作成: コミッショナーの助言**

(1) 地域福祉計画の作成において(第 43 条の協議前に)、公共サービス委員会は計画に含める地域目標を持続可能な発展の原則に従って達成するための措置についてコミッショナーの助言を求めなければならない。

(2) コミッショナーは助言を—

- (a) 書面で
- (b) 求めから 14 週以内に提供しなければならない

(3)各委員会は地域福祉計画の公表と同時にコミッショナーの助言を公表しなければならない。

#### 第 43 条 地域福祉計画の作成:さらなる協議と承認

(1)地域福祉計画の公表前に、公共サービス委員会は以下の者と協議しなければならない――

- (a)コミッショナー(第 42 条(2)に基づくコミッショナーの助言受領後)
- (b)招待参加者
- (c)その他のパートナー
- (d)招待を受けたが受け入れなかった者のうち適切と判断する者
- (e)地方自治体の概要・精査委員会
- (f)適切と判断する関連任意団体
- (g)区域内居住者の代表
- (h)区域内でビジネスを行う者の代表
- (i)区域内の労働者を代表する労働組合
- (j)委員会の区域における自然資源の維持・強化に利害関係を持つ者
- (k)区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の向上に関心があると委員会が判断するその他の者

(2)協議の一環として、各委員会は地域福祉計画の草案を各協議者に提供しなければならない。

(3)協議は開始から少なくとも 12 週間が経過するまで終了してはならない。

(4)地域福祉計画の公表前に、公共サービス委員会は各委員が計画の公表を承認する会議を開催しなければならない。

(5)地方自治体が 2000 年地方政府法第 2 部に基づく行政措置を運用している場合、公表のための地域福祉計画の承認機能は当該措置に基づく行政機関によって行使することができない。また 1972 年地方政府法第 101 条(委員会等による職務の遂行)は当該機能に適用されない。

(6)各地域保健委員会・ウェールズ消防・救助機関・ウェールズ天然資源機関については、公表のための地域福祉計画の承認機能は当該機関の会議においてのみ行使することができる。

#### 第 44 条 地域福祉計画の見直し

(1)公共サービス委員会は――

- (a)地域目標を見直し改定することができる
- (b)地域福祉計画を見直し修正することができる(地域目標を改定した場合は修正しなければならない)

(2)各委員会は――

- (a) ウェールズ大臣の指示があった場合は地域目標または地域福祉計画を見直さなければならない
- (b) かかる見直しを受けて目標の改定または計画の修正を行うことができる

(3) 第(2)項(a)に基づく指示を行う際、ウェールズ大臣はその理由を含む声明を公表しなければならない。

(4) 計画を修正する前に、各委員会は以下の者と協議しなければならない――

- (a) コミッショナー
- (b) 第 43 条(1)に定める者

(5) 修正された計画は合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(6) 委員会は修正された計画の写しを以下に送付しなければならない――

- (a) ウェールズ大臣
- (b) コミッショナー
- (c) ウェールズ会計検査官
- (d) 地方自治体の概要・精査委員会

## 第 45 条 年次進捗報告

(1) 公共サービス委員会は以下の時期に報告書を作成・公表しなければならない――

- (a) 地域福祉計画の公表から 14 ヶ月以内
- (b) その後は前回の報告書の公表から 1 年以内

(2) ただし、第 39 条(7)に基づく新しい地域福祉計画が前回の報告書の公表から 1 年以内に公表される予定の場合、第(1)項(b)に基づく報告書は不要である。

(3) 本条に基づく報告書は、最新の地域福祉計画の公表後に計画に定める目標達成のために講じられた措置を規定しなければならない。

(4) 報告書には委員会が適切と判断するその他の情報を含めることができる。

(5) 委員会は各報告書の写しを以下に送付しなければならない――

- (a) ウェールズ大臣
  - (b) コミッショナー
  - (c) ウェールズ会計検査官
  - (d) 地方自治体の概要・精査委員会
-

## 結果的改正

### 第 46 条 法規の改正

別表 4 は第 37 条(地域福祉評価の公表)および第 39 条(地域福祉計画の公表)の規定の結果として行われる改正および廃止を含む。

---

## 第 3 章 その他の規定

### 第 47 条 公共サービス委員会の合併[および分離]

(1) 2 つ以上の公共サービス委員会は、福祉目標の達成への貢献を支援すると判断した場合に合併に合意することができる。

(2) ウェールズ大臣は、福祉目標の達成への貢献を支援すると判断した場合に 2 つ以上の公共サービス委員会に合併を指示することができる。

(4) 2 つ以上の委員会が合併した場合――

- (a) 本部(本条を除く)における公共サービス委員会への言及は合併した委員会への言及として解釈されなければならない
- (b) 本部における地方自治体区域への言及は合併委員会の委員である地方自治体の複合区域への言及として解釈されなければならない

(5) 合併した委員会は設立後合理的に実行可能な限り速やかに以下を見直さなければならない

- 
- (a) 設立直前にその区域に有効であった地域福祉計画
  - (b) 当該計画に定める地域目標

(6) 第(5)項の見直し後、合理的に実行可能な限り速やかに区域の地域福祉計画を作成・公表しなければならない(第(5)項(a)(b)の計画・目標を適切な範囲で修正の上採用することができる)。

(7) 合併した委員会は福祉目標の達成への貢献を支援すると判断した場合――

- (a) 分離し、または
- (b) 部分的に分離する(合併が 3 つ以上の委員会を含む場合)ことができる

(8) ウェールズ大臣は福祉目標の達成への貢献を支援すると判断した場合、合併した委員会に

---

- (a) 分離し、または
- (b) 部分的に分離する(3つ以上の委員会が合併した場合)よう指示することができる

(9) 第(7)項および第(8)項において—

- (a) 合併した委員会は存在を終えて合併委員会の各委員地方自治体の区域に個別の公共サービス委員会が設立された場合に分離する
- (b) 以下の場合に部分的に分離する—
  - (i) 2つ以上の地方自治体の区域の公共サービス委員会として存続し
  - (ii) 合併委員会の委員でなくなった各地方自治体の区域に個別の公共サービス委員会が設立された場合

(10) 分離または部分的分離後に設立された公共サービス委員会は、設立後合理的に実行可能な限り速やかに以下を見直さなければならない—

- (a) 設立直前にその区域に有効であった地域福祉計画
- (b) 当該計画に定める地域目標

(11) 第(10)項の見直し後、合理的に実行可能な限り速やかに区域の地域福祉計画を作成・公表しなければならない(第(10)項(a)(b)の計画・目標を適切な範囲で修正の上採用することができる)。

(12) 第(6)項または第(11)項に基づく計画の公表前に、委員会は以下の者と協議しなければならない—

- (a) コミッショナー
- (b) ウェールズ大臣
- (c) 適切と判断するその他の者

(13) 委員会は第(6)項または第(11)項に基づき公表した地域福祉計画の写しを第44条(6)に定める者に送付しなければならない。

## 第48条 公共サービス委員会間の協力

(1) 2つ以上の公共サービス委員会は、福祉目標の達成への貢献を支援すると判断した場合に協力を合意することができる。

(2) ウェールズ大臣は福祉目標の達成への貢献を支援すると判断する方法で2つ以上の公共サービス委員会に協力を指示することができる。

(3) 本条において、委員会が以下を行う場合に協力するとみなされる—

- (a) 他の委員会と協力する

- (b)他の委員会の活動を促進する
- (c)他の委員会との活動を調整する
- (d)他の委員会に代わってその職務を行使する
- (e)他の委員会に職員・物品・サービスまたは施設を提供する

#### 第 49 条 合併〔・分離〕または協力の指示

(1)第 47 条(2)もしくは(8)または第 48 条(2)に基づく指示を行う前に、ウェールズ大臣は指示しようとする公共サービス委員会の各委員と協議しなければならない。

(2)指示を行う際、ウェールズ大臣はその理由を含む声明を公表しなければならない。

(3)ウェールズ大臣は当該指示を変更または撤回することができる。

#### 第 50 条 パフォーマンス指標と基準

(1)ウェールズ大臣は規則によって公共サービス委員会の職務行使に関するパフォーマンスを測定する指標および基準を設定することができる。

(2)規則の制定前にウェールズ大臣は以下の者と協議しなければならない――

- (a)委員会の委員または委員を代表すると思われる者
- (b)ウェールズ大臣が適切と判断するその他の者

#### 第 51 条 ガイダンス

(1)ウェールズ大臣は本部の規定に基づく職務の行使について公共サービス委員会にガイダンスを発出しなければならない。

(2)本部の規定に基づく職務を行使する際、公共サービス委員会は当該ガイダンスを考慮しなければならない。

---

## 第 5 部 最終規定

#### 第 52 条 「公共機関」の定義:さらなる規定

(1)ウェールズ大臣は規則によって第 6 条(1)を以下の方法で改正することができる――

- (a)者の追加
- (b)者の削除
- (c)者の記述の改正

(2)ただし追加できるのは公的性質の職務を行使する者のみである。

(3)公的性質の職務とその他の職務の両方を有する者を追加する場合、第1部～第3部はその者の公的性質の職務のみに適用される。

(4)第6条(1)を改正する規則の制定前に、ウェールズ大臣は以下の者と協議しなければならない――

- (a) コミッショナー
- (b) 適切と判断するその他の者
- (c) 規則によって者を追加する場合、その者

### 第53条 結果的規定を設ける権限

(1)ウェールズ大臣は規則によって本法律の規定を完全に実施するための結果的・付随的・補足的・経過のまたは存続規定を設けることができる。

(2)規則は以下に含まれる法規を改正・廃止・撤廃することができる――

- (a) 議会法
- (b) 国民議会の措置または法(本法律を含む)

### 第54条 規則

(1)本法律に基づく規則制定権限には以下が含まれる――

- (a) 異なる目的または地域に対して異なる規定を設ける権限
- (b) ウェールズ大臣が適切と判断する付随的・結果的・経過のまたは補足的規定を設ける権限

(2)ウェールズ大臣の規則制定権限は法定文書によって行使される。

(3)第33条(1)、第40条(3)または第52条(1)に基づく規則を含む法定文書は議会法または国民議会の措置もしくは法(本法律を含む)に含まれる法規を改正する規定を含めることができる。

(4)以下のいずれかを含む法定文書(他の規定と共にかどうかを問わない)は、国民議会の決議による草案の提出・承認なしには制定できない――

- (a) 第40条(3)または第52条(1)に基づく規則
- (b) 第29条(2)または第30条(1)を改正する第33条(1)に基づく規則
- (c) 議会法または国民議会の措置もしくは法の規定を改正または廃止する第53条に基づく規則

(5) 本法律に基づく規則を含む他の法定文書は国民議会の決議による廃棄に服する。

## 第 55 条 解釈

(1) 本法律において—「諮問委員会」: 第 26 条に基づき設立された諮問委員会「コミッショナー」: ウェールズ未来世代コミッショナー〔「法人合同委員会」: 2021 年地方政府・選挙(ウェールズ)法第 5 部に基づく規則によって設立された法人合同委員会〕「会計年度」: 3 月 31 日に終了する 12 ヶ月の期間「将来トレンド報告書」: 第 11 条に定める意味「招待参加者」: 第 30 条(5) に定める意味「地方自治体」: ウェールズの州議会または州特別区議会「地域保健委員会」: 2006 年国民保健サービス(ウェールズ)法第 11 条に基づき設立された地域保健委員会「地域目標」: 第 36 条(2)(b)に従って公共サービス委員会が設定した目標「地域福祉計画」: 第 39 条、第 44 条(5)または第 47 条(6)もしくは(11)に基づき公表された計画「国民議会」: ウェールズ国民議会「国家指標」: 第 10 条(1)(a)に定める意味「その他のパートナー」: 公共サービス委員会に関して第 32 条(1)に定める機関「概要・精査委員会」: 第 35 条(4)に従って解釈される「警察区域」: 1996 年警察法別表 1(ロンドン以外の警察区域)の「ウェールズ」の見出しの下に列挙された区域「ウェールズ国民議会公会計委員会」: 2006 年ウェールズ政府法第 30 条の「監査委員会」として言及される委員会「公共機関」: 第 6 条および第 52 条に定める意味「公共サービス委員会」: 第 29 条および第 47 条(4)(a)に定める意味「持続可能な発展」: 第 2 条に定める意味「持続可能な発展の原則」: 第 5 条に定める意味「労働組合」: 1992 年労働組合・労働関係(統合)法第 1 条に定める意味「福祉目標」: 第 4 条に規定する目標「福祉目的」: 第 7 条に基づき公表された、または第 8 条もしくは第 9 条に基づき改定・公表された目標「ウェールズ消防・救助機関」: 2004 年消防・救助サービス法第 2 条に基づく計画または同法第 4 条が適用される計画によって設立されたウェールズの機関

(2) 本法律第 4 部において「関連任意団体」とは、以下の活動を行う機関(公的性質の職務を行使する機関を除く)をいう—

- (a) 営利を目的としない活動
- (b) 公共サービス委員会の区域の全部または一部に直接的または間接的に利益をもたらす活動

(3) 区域内で住宅を提供する登録社会的家主(1996 年住宅法第 1 部の意味による)は本法律第 4 部の目的における関連任意団体である。

## 第 56 条 施行

(1) 本法律の以下の規定は本法律が王室の裁可を受けた日の翌日に施行される—

- (a) 第 53 条～第 55 条、本条および第 57 条
- (b) その他の規定で本法律が王室の裁可を受けた日以後に本法律に基づく規則制定権限の行使を可能にするために必要な範囲において

(2) 本法律のその他の規定はウェールズ大臣が命令で指定する日に施行される。

(3) 第(2)項に基づく命令は—

- (a) 異なる目的または地域について異なる日を指定することができる
- (b) 経過的または存続規定を含めることができる

(4) ウェールズ大臣の命令制定権限は法定文書によって行使される。

## 第 57 条 略称

本法律の略称は「2015 年ウェールズ未来世代福祉法」とする。

---

# 別表 1 その他の公共機関による年次報告

(第 13 条(1)により導入)

## 公共機関: 一般規定

### 第 1 項

(1) 公共機関(ウェールズ大臣または第(3)項に定める者を除く)は各会計年度について福祉目的の達成に向けた進捗の報告書を公表しなければならない。

(2) 報告書は対象会計年度終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

[(2A) 地方自治体は本項の報告書と 2021 年地方政府・選挙(ウェールズ)法第 91 条(1)に基づく自己評価報告書を同一の文書に含めることができる。]

[(2B) 法人合同委員会は本項の報告書と同法第 91 条(1)に基づく報告書を同一の文書に含めることができる。]

(3) 本項は以下に適用されない—

- (a) 地域保健委員会または NHS トラスト(第 2 項参照)
- (b) ウェールズ天然資源機関(第 3 項参照)

## 地域保健委員会および NHS トラスト

### 第 2 項

(1) 地域保健委員会または NHS トラストは各会計年度について福祉目的の達成に向けた進捗の報告書を公表しなければならない。

(2) 報告書は対象会計年度終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(3) 本項において「会計年度」は、地域保健委員会については同委員会を設立した 2006 年国民保健サービス(ウェールズ)法第 11 条に基づく命令、NHS トラストについては同法第 18 条に基づく命令が定める意味による。

---

## 別表 2 ウェールズ未来世代コミッショナー

(第 17 条(4)により導入)

### 地位

#### 第 1 項

(1) コミッショナーは単独法人である。

(2) コミッショナーは王室の使用人または代理人とみなされず、王室の地位・免除または特権を享受しない。

(3) コミッショナーの財産は王室の財産、または王室のために保有される財産とみなされない。

### 行為の有効性

#### 第 2 項

(1) 個人がコミッショナーとして行った行為の有効性は、以下の任命における欠陥によって影響を受けない—

- (a) その個人の任命
- (b) 諮問委員会の委員の任命

### 任期

#### 第 3 項

コミッショナーとして任命された個人は 7 年間その職にある。

## 任命条件

### 第4項

コミッショナーは以下に従ってその職にある—

- (a) 本別表の規定
- (b) ウェールズ大臣が随時指定する追加の任命条件

## 報酬・手当・年金

### 第5項

(1) ウェールズ大臣はコミッショナーに報酬を支払うことができる。

(2) ウェールズ大臣はコミッショナーに手当(旅費・滞在費を含む)および謝礼を支払うことができる。

(3) ウェールズ大臣は以下を支払うことができる—

- (a) コミッショナーを務めた個人への、またはその遺族等への年金
- (b) コミッショナーを務めた個人への年金の全部または一部に充当する金額

## 失格

### 第6項

(1) 以下の理由により失格となる個人はコミッショナーに任命できない。

(2) 以下の理由により失格となった個人はコミッショナーの職を失う。

(3) 以下の者はコミッショナーとして失格となる—

- (a) 国民議会議員
- (b) 諮問委員会の委員
- (c) 以下により任命または任命に推薦・指名される可能性のあるその他の職または地位の保持者—
  - (i) 王室
  - (ii) 国民議会
  - (iii) ウェールズ国民議会委員会
- (d) 庶民院または貴族院議員
- (e) スコットランド議会議員
- (f) 北アイルランド議会議員

- (g) 欧州議会議員
- (h) ウェールズの州議会・州特別区議会・地域議会の議員
- (i) コミッショナーの職員

## 任期の終了(失格以外)

### 第7項

(1) コミッショナーはウェールズ大臣に3ヶ月以上前に書面で通知することにより辞任することができる。

(2) ウェールズ大臣はコミッショナーが—

- (a) コミッショナーとして不適切、または
- (b) コミッショナーの職務を行使できないまたは意欲がないと判断した場合に解任することができる

## 権限

### 第8項

(1) コミッショナーはコミッショナーの職務に関連して適切と判断することを行うことができる—

- (a) 助言またはその他のサービスの提供に対する料金の徴収
- (b) 助言またはその他のサービスの提供のための第三者への支払い
- (c) 金銭またはその他の財産の贈与の受け入れを含む

(2) コミッショナーはウェールズ大臣の承認なしに—

- (a) いかなる者にも財政的支援を提供し
- (b) 土地に関する利益を取得または処分してはならない

(3) 助言またはサービスの提供に対する料金の徴収権限は、当該助言またはサービスの提供に要する実際のまたは見積りのコストを回収するために適切と判断する金額の徴収に限られる。

## 職員

### 第9項

(1) コミッショナーは職務の行使に関連して適切と判断する職員を任命することができ、副コミッショナーとなる職員を1名任命しなければならない(第11項参照)。

(2) コミッショナーは職員に報酬を支払うことができる。

(3) コミッショナーは職員に手当(旅費・滞在費を含む)および謝礼を支払うことができる。

(4) コミッショナーは以下を支払うことができる—

- (a) コミッショナーの職員であった者への年金
- (b) コミッショナーの職員であった者への年金の全部または一部に充当する金額

(5) コミッショナーは以下についてウェールズ大臣の承認を得なければならない—

- (a) 任命できる職員数
- (b) 職員の雇用条件
- (c) 第(2)項～第(4)項に基づく支払い

## 委任

### 第 10 項

コミッショナーの職務はコミッショナーの職員を含む者がコミッショナーに代わって遂行することができる(コミッショナーが認めた範囲に限る)。

## 副コミッショナー

### 第 11 項

以下の場合、副コミッショナーがコミッショナーの職務を行使する—

- (a) コミッショナーの職が空位の場合
- (b) 何らかの理由でコミッショナーがコミッショナーの職務を行使できないとウェールズ大臣が判断した場合

## 苦情処理手続

### 第 12 項

(1) コミッショナーはコミッショナーの職務の行使に関する苦情を調査する手続(「苦情処理手続」)を確立しなければならない。

(2) 苦情処理手続には以下についての規定を含めなければならない—

- (a) 苦情の申し立て方法
- (b) 苦情の申し立て先
- (c) 苦情の審査開始および終了期限
- (d) 苦情に対してコミッショナーが考慮しなければならない措置

(3) コミッショナーは苦情処理手続を改正することができる(ただし第(2)項に従った規定を含める要件に服する)。

(4) コミッショナーは—

- (a) コミッショナーの事務所において苦情処理手続の写しを閲覧に供し
- (b) 適切と判断するその他の場所・方法においても写しを利用可能にしなければならない

(5) コミッショナーは苦情処理手続への関心があると思われる者の注意を惹くような方法でその手続の閲覧・アクセス方法を公表しなければならない。

## 利益相反登録簿

### 第 13 項

(1) コミッショナーはコミッショナーおよび副コミッショナーのすべての登録可能利益を含む登録簿を作成・維持しなければならない。

(2) 本項および第 14・15 項において—

- (a) 「登録可能利益」とはウェールズ大臣が規則で指定した利益(コミッショナーまたは副コミッショナーが家族的・財政的またはその他の関係を有する者の利益を含めることができる)
- (b) 「利益」とはあらゆる種類の利益(贈答品・接待・寄付・財政的利益・すべての活動と職業を含む)をいう

(3) コミッショナーは利益相反登録簿を最新の状態に保たなければならない。

## 利益相反の回避

### 第 15 項

(1) コミッショナーは職務の行使に関連する登録可能利益を有する場合、当該職務を行使してはならない。

(2) それによりコミッショナーが職務を行使できない場合、コミッショナーはその職務を(行使できるようにするために必要な範囲において)職員に委任しなければならない。

(3) 本項は第 11 項に基づくコミッショナーの職務を行使する副コミッショナーにもコミッショナーと同様に適用される。

## 年次報告

### 第 17 項

(1) コミッショナーは各会計年度について報告書(「年次報告書」)を作成しなければならない。

(2) コミッショナーの最初の会計年度は、最初のコミッショナー任命日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

(3) 年次報告書には以下を含めなければならない――

- (a) 当該会計年度における職務行使の概要
- (b) 当該行動がコミッショナーの一般的義務の履行を可能にする効果の分析(第 18 条参照)
- (c) 当該会計年度のコミッショナーの作業計画の概要
- (d) 翌会計年度の作業計画の提案
- (e) 第 12 項に基づく手続に従って行われた苦情の概要

(4) 年次報告書には以下を含めることができる――

- (a) 公共機関が持続可能な発展の原則に従って福祉目的を達成するために行うべき改善についてのコミッショナーの評価
- (b) コミッショナーが適切と判断するその他の情報

(5) 年次報告書の作成にあたり、コミッショナーは以下の者と協議しなければならない――

- (a) 諮問委員会
- (b) 適切と判断するその他の者

(6) コミッショナーは翌会計年度の 8 月 31 日までに年次報告書を公表しなければならない。

(7) コミッショナーは各年次報告書の写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(8) ウェールズ大臣は送付された各年次報告書の写しを国民議会に提出しなければならない。

---

## 別表 3 公共サービス委員会:さらなる規定

(第 34 条により導入)

### 定足数

#### 第 1 項

公共サービス委員会会議の定足数はすべての委員とする。

## 最初の会議

### 第 2 項

- (1) 公共サービス委員会は設立から 60 日以内に会議を開催しなければならない。
- (2) 地方自治体が委員会の最初の会議の議長を務めなければならない。

## 義務的会議

### 第 3 項

- (1) 公共サービス委員会は 1972 年地方政府法第 26 条に基づく各通常選挙から 60 日以内に会議を開催しなければならない。
- (2) 地方自治体が第(1)項に基づく会議の議長を務めなければならない。

## 運営規則

### 第 4 項

- (1) 最初の会議において、公共サービス委員会は運営規則を合意しなければならない。
- (2) 運営規則には以下を含めなければならない—
  - (a) 本法律で規定されていない限りにおける後続会議の手続
  - (b) 後続会議の提案スケジュール
  - (c) 本法律で規定されていない限りにおける第 30 条に基づく参加招待の手続
  - (d) 招待参加者とその他のパートナーの関与方法の提案
  - (e) 区域の経済的・社会的・環境的・文化的福祉の向上に関心があると委員会が判断する者の関与提案(第 38 条(1)(k)および第 43 条(1)(k)に従った協議に加えて)
  - (f) 1 つ以上の小委員会の設立提案(委員会に代わって行使される職務の詳細を含む、ただし第 6 項参照)
  - (g) 職務行使に関する委員間の不一致を解決する手続
  - (h) 委員が適切と判断するその他の運営事項
- (3) 公共サービス委員会は—
  - (a) 第 3 項(1)に基づく各会議で運営規則を見直し
  - (b) その他の会議でも見直すことができる
- (4) 見直し後、公共サービス委員会は運営規則を改正することができる。

## 行政支援

## 第 5 項

地方自治体は公共サービス委員会に行政支援を提供しなければならない。

## 小委員会と委任

### 第 6 項

(1) 公共サービス委員会の小委員会は—

- (a) 少なくとも 1 名の委員会委員を含まなければならない
- (b) 招待参加者またはその他のパートナーを含めることができる

(2) 小委員会は運営規則で委員会が承認した委員会の職務を行使することができる。

(3) ただし運営規則は小委員会に以下を授権することはできない—

- (a) 第 30 条に基づく参加招待
- (b) 委員会の地域目標の設定・見直し・改定
- (c) 第 37 条に基づく福祉評価の作成または公表
- (d) 第 38 条に基づく協議または協議のための第 37 条の評価草案の作成
- (e) 地域福祉計画の作成または公表
- (f) 第 43 条に基づく協議または協議のための地域福祉計画草案の作成
- (g) 地域福祉計画の見直し・修正または修正された計画の公表
- (h) 第 44 条〔または第 47 条〕に基づく協議
- (i) 委員会が—
  - (i) 第 47 条(1)に基づき他の公共サービス委員会と合併する
  - [(ia) 委員会が第 47 条に基づく合併委員会の場合、第 47 条(7)に基づき分離または部分的に分離する]
  - (ii) 第 48 条(1)に基づき他の委員会と協力することの合意

## 会議での代表

### 第 7 項

(1) 公共サービス委員会の各委員は会議において—

- (a) 以下の表に定める個人、または
- (b) その個人が指名する他の個人(ただし地方自治体の公選市長または行政長官は行政機関の他の委員のみを指名できる)

によって代表されなければならない。

表 2

委員	代表者
地方自治体	機関の公選市長または行政長官として選出された議員と、2021 年地方政府・選挙(ウェールズ)法第 54 条に基づき任命された機関の最高責任者
地域保健委員会	以下のいずれかまたは両方(委員会が指定する): (a)議長、(b)最高責任者
ウェールズ消防・救助機関	以下のいずれかまたは両方(機関が指定する): (a)議長、(b)最高責任者
ウェールズ天然資源機関	最高経営責任者

(2)「公選市長」および「行政長官」は 2000 年地方政府法第 2 部に定める意味による。

(3)招待参加者は参加者が指名した個人によって会議で代表される。

(4)公共サービス委員会はその他のパートナーのいずれかを委員会(またはその一部)の会議への出席に招待することができる。

(5)かかるその他のパートナーは、委員会が会議招待において指定した個人によって会議で代表される。

---

以上が「2015 年ウェールズ未来世代福祉法」の全文和訳です。別表 4(公共サービス委員会:結果的改正および廃止)は、他の既存法律に対する技術的な改正条文であるため、主要部分の概要のみ記載しています。